

食事負担金・生活療養費について

令和7年4月現在

当院では、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に提供しています。管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しております。生活療養標準負担額の支払を受けることにより食事を提供し、温度、照明及び給水に関する適切な療養環境を形成しています。

1. 食事負担金

区 分		負担額（非課税）
①	一般の方	510円/食
②	住民税非課税の世帯に属する方（③を除く） ※入院日数が90日を超えると長期該当となり、 さらに一食50円の減額になります。	240円/食
③	②のうち、所得が一定基準に満たない方など	110円/食
④	指定難病・小児慢性特定疾病の方	300円/食

【長期該当の申請】

入院日数が90日を超えた場合、入院日数が超えた日が分かる書類（領収書）と共に各健康保険の窓口で申請手続きを行っていただき、新たに発行される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示してください。申請方法については、各健康保険の窓口までお問い合わせください。

2. 生活療養費

療養病床に入院する方が対象

区 分		負担額（非課税）
居住費（光熱水費）		
①	65歳以上の方	370円/日
②	①のうち、指定難病の方	0円